

新潟県監査委員事務局障害者活躍推進計画

1 機関名	監査委員事務局
2 任命権者	代表監査委員
3 計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
4 計画策定の趣旨	令和元年6月、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、障害者の雇用状況についての的確な把握や、障害を有する職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（障害者活躍推進計画）の作成・公表が国及び地方公共団体の任命権者に義務づけられた。 監査委員事務局の職員は、新潟県職員の異動者と非常勤職員で構成され、法定雇用障害者数は1人に満たないが、改正法の趣旨を鑑み、当計画を策定する。
5 目標	(1) 障害者雇用に関する理解促進 (2) 障害者の活躍の場の拡大推進
6 取組内容	
(1) 障害者雇用に関する理解促進	① 障害者の活躍を推進する体制整備 障害者雇用推進者として、監査委員事務局長を選任する。 ② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 障害者である職員が配置された場合は、本人に職場での配慮事項等を確認し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 当事務局に在籍している職員に対しては、障害者雇用に関する知識（障害特性を含む）を付与する機会を設け、障害者雇用に関する職員の一層の理解促進を図る。
(2) 障害者の活躍の場の拡大推進	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じ、障害者の活躍の場の拡大を推進する。
7 評価方法	障害者雇用推進者である監査委員事務局長が、年1回実施状況を点検し、代表監査委員に報告するとともに、その実施状況を公表する。